

第7回町田市農業委員会総会議事録

(2025年9月25日)

議長 ただ今から、第7回 町田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の署名委員は、14番・園部委員、1・土方委員を指名いたします。

なお、廣瀬委員は所用のため欠席です。

それでは議案の審議に入ります。

日程第1、議案第20号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (2件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)

議長 暫時、休憩いたします。
(休憩)

議長 再開いたします。
ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。

石阪委員 (申請者、申請の農地等について詳細を説明)

議長 ありがとうございます。もう1件は私が担当ですので報告させていただきます。

横田委員 (申請者、申請の農地等について詳細を説明)

議長 議案の説明は終わりました。

暫時、休憩します。
(休憩)

議長 再開いたします。
これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決します。

続いて日程第2、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

- 事務局課長 (1件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
議長 事務局担当者より農地法第3条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。
- 事務局長 (農地法第3条許可の流れ、許可の要件について詳細を説明)
議長 暫時、休憩いたします。
(休憩)
- 議長 再開いたします。譲受人の担当である委員からご確認いただいた内容の報告をお願いいたします。
- 蛭田委員長 (譲受人の耕作状況等報告)
議案の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。
- これより採決に入ります。本議案のとおり許可することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)
挙手全員であります。よって本議案のとおり許可することに決します。
- 続いて日程第4、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」別紙により上程いたします。
- 別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたせます。
- 事務局課長 (1件の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
議長 事務局担当者より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画の流れについて概要説明をいたさせます。
- 事務局長 (農地中間管理事業について概要説明)
議長 暫時、休憩いたします。
(休憩)
議長 再開いたします。
議案の説明は終わりました。
それでは、担当委員からご確認いただいた内容の報告をお願いいたします。
- 石阪委員長 (借人の耕作状況等報告)
議長 本日午前中に農地利用推進委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

志村委員長 本日農地利用推進委員会を開催し、意見を出し合いました。借人さんが適正に耕作すると見込まれることから、問題ないと判断させていただきましたのでその旨をご報告させていただきます。

議長 ありがとうございました。これより「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用推進計画」について審議いたします。

暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。

これより採決に入ります。

本議案のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について支障なしと考え、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定による意見について特に意見なしとして市長に対し通知することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって、本議案のとおり、農用地利用集積計画に基づく貸借について、特に意見なしとして市長に通知することに決します。

続いて、町田市農業委員会会长専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項（農地法4条3件、5条10件、納税猶予に関する適格者証明書0件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書10件）

報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について0件）

議長 報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。